



入学・進級おめでとうございます。

新しい環境、新しい友だちにワクワクしている人も多いと思います。張り切りすぎて疲れてしまわないように、自分のペースで新しい生活をスタートさせてください。学校生活を元気に送るヒケツは、自分の心と体の状態に気を配り、小さな異常に早めに気付けるようにすることです。保健室も、皆さんが元気に学校生活を送れるように、心と体の健康をサポートしていきます。

【保健行事】 検診によって、調査票の提出や体操服等が必要になります。よく確認しましょう。

実施日	時間	項目	注意事項等
4/19(水)	13:00~	内科検診 (1年男子)	*体操服(上)を持参する。
4/24(月)	13:30~	結核検診 (1年)	*夏の体操服(上)を持参する。
4/26(水) 4/27(木)	1限目まで	尿検査(一次)	*生理中の女子は5/24に提出
4/26(水)	13:00~	内科検診 (2年男子)	*体操服(上)を持参する。
4/28(金)	9:00~	心電図検査(1年)	*体操服(上)を持参する(男子)。 *冬の体操服(上)を持参する(女子)。
5/10(水)	13:00~	内科検診 (3年男子)	*体操服(上)を持参する。
5/16(火) 17(水) 18(木)	考査終了後	色覚検査(1年希望者)	
5/24(水)	1限目まで	尿検査(二次)	*生理中の女子は6/7に提出
5/24(水)	13:00~	内科検診 (全女子)	*冬の体操服(上)を持参する。
5/31(水)	13:00~	眼科検診(抽出)	
6/7(水)	1限目まで	尿検査(最終)	*生理中の女子は病院で実施
6/12(月)	9:00~	歯科検診 (3年)	*丁寧に歯みがきをして登校する。
6/13(火)		歯科検診 (2年)	
6/14(水)		歯科検診 (1年)	

◎ ◎ お世話になる先生方

内科	上原 国光	先生
歯科	赤瀬 公計	先生
眼科	武内 和子	先生
薬剤師	近藤 理香	先生

よろしくお願ひしますっ



受診のお勧めをもらった人は、早めに専門医に診てもらいましょう!

保護者の方へ

① 学校管理下でのけがについて

生徒は全員、日本スポーツ振興センターに加入しています。したがって、学校管理下でのけがの場合は、医療費の支給があります。対象は、初診から治癒までの医療費の総額が**5000円以上（自己負担3割の場合、窓口で1500円以上支払った場合）**です。なお、公費負担医療制度を利用している方も一部支給があります。手続きは保健室で行っていますので、該当する場合は保健室までご連絡ください。

※なお、この場合の学校管理下とは、授業・教育計画に基づく課外指導・休憩時間・通学中等を含みます。

② 出席停止について

下記に示す感染症は出席停止となりますので、学校には登校できません。

(1) 学校において予防すべき感染症

【第1種】 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MARSコロナウイルスであるものに限る)及び特定鳥インフルエンザ

【第2種】 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

【第3種】 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

出席停止期間が終了し、登校する際には、出席停止証明書または診断書を提出してください。

なお、出席停止期間は、【第1種】が「治癒するまで」、【第3種】が「病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで」となっています。【第2種】は下表のとおりです。

インフルエンザ	発症から5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻しん	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

また、登校後上記の疑いがあり、保健室を通して早退し受診した生徒は、病院で該当疾患と診断されなくても、**その日は公欠**になります。ただし、**病院の領収書のコピー**を保健室に提出してください。

(2) 指定感染症

【新型コロナウイルス感染症】

出席停止期間は、症状のある人は「発症日から7日間経過し、かつ症状が軽快した後24時間経過するまで」です。なお、感染症法上の位置付けが5類に移行する5月8日以降は、「発症後5日間経過し、かつ症状軽快後1日経過するまで」となる方針です。療養期間の短縮後は、発症翌日から5日間が経過しても症状がある場合、改善後24時間は外出を控えるようにしましょう。

※登校に際して、感染の不安がある場合は、学校にご相談ください。